## 旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十二条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

(一)　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一八四五号　平成十九年十一月十二日

(二)　商号　株式会社阪急阪神ビジネストラベル

(三)　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社阪急阪神ビジネストラベル　大阪市北区西天満六丁目四番一八号　代表取締役　小川　清隆

(四)　主たる営業所の名称及び所在地　大阪第二支店　大阪市福島区海老江二丁目一番三二号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成二十年三月二十一日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十二年六月二十二日

四、当協会に預託した保証金等の額　金九千八百四十七万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間における取引によって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、金一億二千万円及び金九千八百七十万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十二年七月十二日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　耿

## 旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 22 年７月 12 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①英観光開発株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―2589号　④英観光開発株式会社　東京都港区赤坂七丁目８番１号　代表取締役　有坂健一　⑤本社営業所　東京都港区赤坂７丁目８番１号　⑥昭和60年６月３日　⑧平成22年６月３日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区赤坂七丁目８番１号　英観光開発株式会社　代表取締役　有坂健一

Ｃ　①株式会社ＨＭＣ東京　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5585号　④株式会社ＨＭＣ東京　東京都江戸川区北葛西二丁目21番11号　代表取締役　武井勉　⑤本社営業所　東京都江戸川区北葛西二丁目21番11号　⑥平成17年４月12日　⑨平成22年５月25日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都江戸川区北葛西二丁目21番11号　株式会社ＨＭＣ東京　代表取締役　武井勉

Ｃ　①株式会社冨士交通　②第２種旅行業　③石川県知事登録旅行業第２―96号　④株式会社冨士交通　石川県金沢市浅野本町ニ150番地　代表取締役　岩田修　⑤本社営業所　石川県金沢市浅野本町ニ150番地　⑥昭和58年７月22日　⑨平成22年５月25日　⑩1100万円　⑪石川県知事　⑫石川県金沢市浅野本町ニ150番地　株式会社冨士交通　代表取締役　岩田修

Ｂ　①株式会社いすゞトラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2264号　④株式会社いすゞトラベル　東大阪市永和１丁目26番20―100号　代表取締役　吉村慶子　⑤本社営業所　東大阪市永和１丁目26番20―100号　⑥平成15年12月25日　⑧平成20年12月25日　⑩210万8000円　⑪大阪府知事　⑫東京都台東区上野七丁目４番８号　東鉄商事株式会社　代表取締役　鈴木充郎

Ｂ　①株式会社ア・ミューダ　②第３種旅行業　③奈良県知事登録旅行業第３―137号　④株式会社ア・ミューダ　奈良県奈良市薬師堂町９　代表取締役　六田尚寛　⑤奈良店　奈良県奈良市東向南町２　⑥平成９年９月29日　⑧平成22年６月24日　⑩300万円　⑪奈良県知事　⑫奈良県奈良市薬師堂町９　株式会社ア・ミューダ　代表取締役　六田尚寛

## 旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 22 年７月 12 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①北日本観光　②第３種旅行業　③岩手県知事登録旅行業第３―204号　④八重樫常雄　北上市和賀町横川目29地割94番地口　⑤本社営業所　北上市和賀町横川目29地割94番地口　⑥平成21年３月31日　⑦平成22年６月14日　⑧60万円　⑨300万円